

熱海市財政基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第9号

熱海市財政基金条例の一部を改正する条例

熱海市財政基金条例（昭和55年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熱海市財政調整基金条例

第1条中「本市は、次に掲げる目的を達成するために必要な資金を積み立てるため、熱海市財政基金」を「年度間における財源調整を行うことにより、市財政の健全な運営に資するため、熱海市財政調整基金」に改め、同条各号を削る。

第2条第1項中「熱海市一般会計歳入歳出予算に」を「一般会計歳入歳出予算で」に改める。

第3条中「最も確実かつ有利な」を削り、「、有価証券の保有その他の」を「その他最も確実かつ有利な」に改め、同条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

第4条中「熱海市一般会計歳入歳出予算に計上して基金」を「一般会計歳入歳出予算に計上し、基金」に改める。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改める。

第6条中「第1条の目的のため必要に応じその全部又は一部を処分する」を「次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。